

いっしょに選挙の啓発活動しませんか？



～大津市選挙啓発サポーター募集～



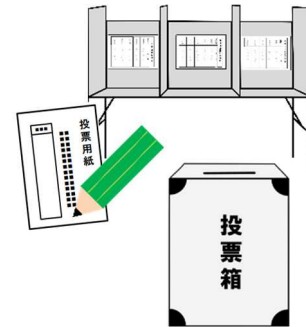
1 目的

市が行う選挙啓発や主権者教育に協力し、投票率の低い若年層を中心に選挙への関心を高め、投票率の向上を目的として、個人または民間企業や団体（以下「団体等」）で選挙啓発サポーターとして選挙啓発活動等をいっしょに行う方を募集しています。

2 活動内容

<個人>

- (1) 各種選挙への積極的な投票参加
- (2) 選挙啓発への協力（街頭啓発、SNS発信等）
- (3) 明るい選挙啓発ポスターコンクール等の審査
- (4) 出前講座等への協力
- (5) 新たな選挙啓発の企画やキャラクター等のアイデア提供
- (6) その他選挙啓発に関すること



<団体等>

- (1) 団体等の建物、事務所等への選挙啓発ポスターの掲示
- (2) 店内放送等による期日前投票や投票日の周知
- (3) 団体等の構成員やお客様等に向けた朝礼、会議、社内放送等による投票の呼びかけ
- (4) 啓発資材（チラシ・リーフレット等）の配布
- (5) その他選挙啓発に関すること

3 登録要件

<個人>

- (1) 大津市内に在住、在勤または在学している15歳以上の方。
ただし、高校生については高校及び保護者が事前に許可していること。
- (2) 公職の候補者または公職の候補者になろうとしている方、特定の候補者の選挙運動に携わっている方や候補者の親族を除きます。

<団体等>

- (1) 大津市内に本社、支社又は事務所等を置く団体等であること。
ただし、政党・政治団体、宗教団体を除きます。
- (2) 特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体等、暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う団体等を除きます。

4 運営その他

- (1) サポーターはボランティアであり、原則として無報酬です。
ただし、個人サポーターが、市からの依頼に基づいて参加した活動については、予算の範囲内において、謝礼を支給する場合があります。
- (2) 会員の登録期間についての制限はありません。退会は事務局への申出により自由に行えます。
- (3) サポーターに関する庶務は、大津市選挙管理委員会事務局において行います。

5 申込方法

別紙申込書に必要事項を記載または電子申請で、大津市選挙管理委員会事務局へお申し込みください。

連絡先 〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市選挙管理委員会事務局
電話：077-528-2650 E-mail：otsu2102@city.otsu.lg.jp